

【資料 5】

令和 4 年度第 1 回 美濃加茂市上下水道事業経営審議会

～ 水道事業【経営編】～ (補足資料)

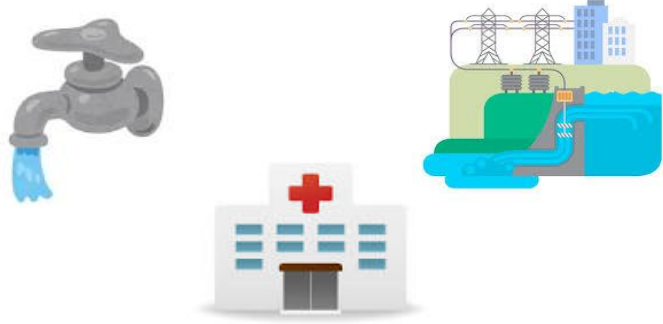


令和 4 年 7 月 2 6 日
美濃加茂市建設水道部上下水道課

～ 目 次 ～

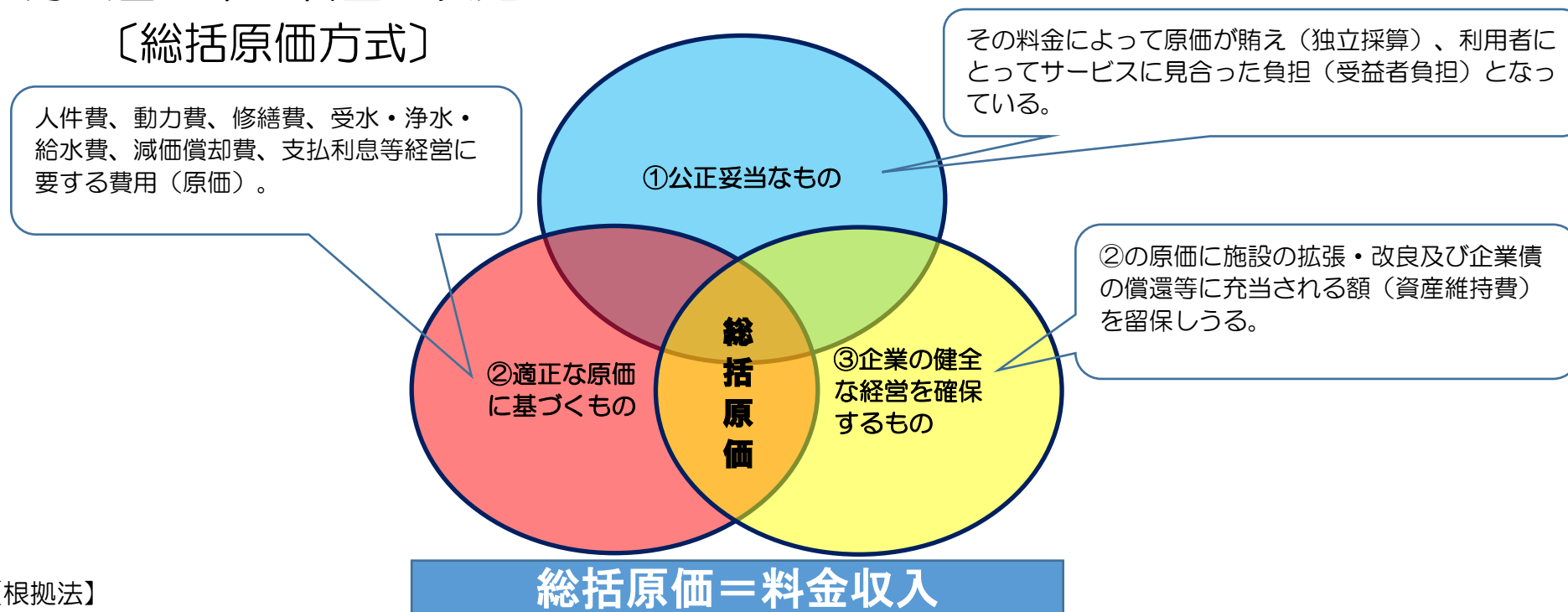
●地方公営企業の概要について	P 1
●地方公営企業の料金の決定について	P 2
●官公庁会計と公営企業会計の主な違い	P 3
●地方公営企業法施行規則第 4 5 条別記第一号（抜粋）	P 4
●収益的収入と収益的支出の例・資本的収入と資本的支出の例	P 4
●料金が「適正な原価に照らし公正妥当なものである」かどうかの判断	P 5
●内部留保資金	P 6
●人口推計比較	P 7

地方公営企業の概要について（地方公共団体・民間企業との違い）

項 目	地方公共団体	地方公営企業	民間企業
目 標	住民の厚生最大化 「住民の福祉の増進」 （地方自治法第1条の2第1項：地方公共団体の役割）	住民の厚生最大化 「企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進…」 （地方公営企業法第3条：経営の基本原則）	利潤の最大化 利潤＝売上高－費用
手 段	公共財・サービスの供給 （非排除性及び非競合性を持つ） ■多数の人に同時にサービスを提供 ○直接的・間接的受益者及び受益の程度が特定できない ○ただ乗り可能 	準公共財・サービスの提供 （非排除性又は非競合性の一方のみを持つ） ■多数の人に同時にサービスを提供 ○直接的受益者及び受益の程度を特定できる ○間接的受益者が存在する 	私的財・サービスを提供 （非排除性及び非競合性を持たない） ■対価を支払う個人に必要なサービスを提供 ○直接的受益者及び受益の程度を確定できる ○他の人の消費量やサービス享受の機会が減る 
費用負担	公的負担原則 ■主な財源 ○税 金：住民全員による負担 ○地方債：将来住民による負担	不十分な受益者負担原則 ■主な財源 ○各種料金、受益者負担金（分担金）等：サービス享受者による負担 ○企業債：将来のサービス享受者による負担※適正な需要量を賄う受益者負担設備の整備費用が巨額となるため	受益者負担原則 ■主な財源 ○個人の預貯金、借入金等
経理方法	現金主義（単式簿記） ※資料5「官公庁会計と公営企業会計の主な違い」参照	発生主義（複式簿記） ※資料5「官公庁会計と公営企業会計の主な違い」参照	発生主義（複式簿記） ※資料5「官公庁会計と公営企業会計の主な違い」参照
価格設定	なし	平均費用価格形成原理 総括原価方式（総費用＝総売上高） ※資料5「地方公営企業の料金の決定について」参照	限界費用価格形成原理 利潤最大となる価格

地方公営企業の料金の決定について

〔総括原価方式〕



【根拠法】

○水道法

・第14条第2項第1号・・・「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」

○地方公営企業法

・第21条第2項・・・料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

【その他】

○水道料金算定要領・・・旧厚労省から「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものである」ことに沿った料金算定基準の明確化の依頼を受けた社団法人日本水道協会が策定したもの。

官公庁会計と公営企業会計の主な違い

	官公庁会計	公営企業会計
根拠法	地方自治法第208条～第233条の2	地方公営企業法第19条～第30条
目 的	主に予算編成 入出金状況の把握	主に経営分析 経営成績及び財産状態の把握
計 理 方 法	現金主義（単式簿記） 現金の収入・支出の事実に基づいて経理 記帳 黒字 支払済額 50円 収入済額 80円	発生主義（複式簿記） 現金収支の有無にかかわらず経済活動の 発生という事実に基づき、その発生の都 度、記録・整理 未払金 60円 支払済額 50円 赤字10円 未収金10円 収入済額 80円
予 算 決 算	歳入・歳出の区分のみ 出納整理期間（4月～5月）あり	収益的収支（3条）と資本的収支（4条） に区分※地方公営企業法施行規則第45 条別記第一号に規定される予算様式 出納整理期間なし 財務諸表の作成要 資産の分類要

地方公営企業法施行規則第45条別記第一号（抜粋）

別表第五号（第十二条関係）

予 算 様 式

何年度（地方公共団体名）何事業会計予算

（総 則）

第1条 何年度何事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 何 々

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		千円
第1項 営業収益		千円
第2項 営業外収益		千円
第3項 特別利益		千円

支 出		
第1款 事業費		千円
第1項 営業費用		千円
第2項 営業外費用		千円
第3項 特別損失		千円
第4項 予備費		千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額何千円は当年度分損益勘定留保資金何千円、繰越（又は当年度）利益剰余金処分額何千円及び何々何千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		千円
第1項 企業債		千円
第2項 出資金		千円
第3項 他会計からの長期借入金		千円
第4項 固定資産売却代金		千円
第5項 何々		千円

支 出		
第1款 資本的支出		千円
第1項 建設改良費		千円
第2項 企業債償還金		千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金		千円
第4項 何々		千円

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

収益的収入と収益的支出の例

【収入】 （3条収支）

1 水道事業収益	
1 営業収益	
1 給水収益	
2 受託工事収益	
3 その他営業収益	
2 営業外収益	
1 受取利息及び配当金	
2 他会計補助金	
3 他会計負担金	
★ 4 長期前受金戻入益	
5 雑収益	

【支出】

1 水道事業費用	
1 営業費用	
1 原水及び浄水費	
2 配水及び給水費	
3 受託工事費	
4 総係費	
★ 5 減価償却費	
★ 6 資産減耗費	
7 その他営業費用	
2 営業外費用	
1 支払利息及び企業債取扱諸費	
2 雑支出	
3 特別損失	
1 災害による損失	
2 過年度損益修正損	

※★は、現金収入・支出を伴わない経費と利益

- ・減価償却費とは、使用や時間の経過による建物や設備等の価値の減少をその耐用年数にわたって徐々に費用（経費）として計上するもの。
- ・資産減耗費（固定資産除却費）とは、固定資産の残存帳簿価格を廃棄処分時に費用として計上するもの。
- ・長期前受金戻入益とは、減価償却費に含まれる補助金等相当額を徐々に収益（利益）として計上するもの。

資本的収入と資本的支出の例

【収入】 （4条収支）

1 資本的収入	
1 企業債	
1 企業債	
2 負担金	
1 工事負担金	
2 他会計負担金	
3 分担金	
1 分担金	
4 補助金	
1 補助金	
5 他会計長期借入金	
1 他会計長期借入金	

【支出】

1 資本的支出	
1 建設改良費	
1 配水設備拡張費	
2 配水設備改良費	
1 工事負担金	
3 営業設備費	
2 企業債償還金	
1 企業債償還金	
3 他会計長期借入金償還金	
1 他会計長期借入金償還金	
4 他会計長期貸付金	
1 他会計長期貸付金	

料金が「適正な原価に照らし公正妥当なものである」かどうかの判断

供給単価(給水単価)

○有収水量※1m³あたりの販売単価を示し、給水原価と比較することで、給水に要する費用が料金のみで賄われているかを見る指標となります。

$$\begin{array}{rcl} \text{算出式} & & \text{〔令和2年度〕} \\ \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}} \text{ (円 / m}^3\text{)} & \frac{1,178,894,355\text{円}}{5,967,201\text{m}^3} & = 197.56 \text{ (円 / m}^3\text{)} \end{array}$$

給水原価(供給原価)

○有収水量1m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの。

$$\begin{array}{rcl} \text{算出式} & & \\ \frac{\text{経常費用※} - (\text{受託工事費※} + \text{材料費及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入益}}{\text{年間総有収水量}} & & \text{(円 / m}^3\text{)} \end{array}$$

※経常費用＝営業費用＋営業外費用

※受託工事費とは、給水装置の新設または修繕などの工事を行う費用。同額が対価収入（受託工事収益）となる。

$$\begin{array}{rcl} \text{〔令和2年度〕} & & \\ \frac{1,378,775,147\text{円} - (1,884,356\text{円}) - 301,171,531\text{円}}{5,967,201\text{m}^3} & & = 180.27 \text{ (円 / m}^3\text{)} \end{array}$$

内部留保資金

資金調達の方法が企業内部にある資金の総称。

収益的収入及び収益的支出における経済活動の結果による利益及び費用計上される減価償却費等現金支出を伴わない支出から長期前受金戻入益等の現金収入を伴わない収入を差し引いた結果、企業内に留保される自己資金をいう。

内部留保資金は、資本的収入が資本的支出に不足する場合の補てん財源として使用できる。

資 金 名	概 要
減債積立金	地方公営企業法施行規則第24条に規定する特定目的の積立金。 企業の経済活動の結果発生した利益を翌年度に企業債の元金償還財源に充てるため、議会の議決を経て積み立てるもの。
建設改良積立金	地方公営企業法施行規則第24条に規定する特定目的の積立金。 企業の経済活動の結果発生した利益を翌年度に建設・改良工事に充てるため、議会の議決を経て積み立てるもの。
損益勘定留保資金	3条予算（収益的収入及び収益的支出）において、費用計上する減価償却費等の現金支出を伴わない支出の合計額から長期前受金戻入益等の現金収入を伴わない収入の合計額を差し引いた額。 その発生年度により、当年度損益勘定留保資金と過年度損益勘定留保資金に区分される。
繰越工事資金	4条予算（資本的収入及び資本的支出）に計上する資本的支出の特定財源（補助金・工事負担金等）で前年度以前に収入したが、未だ財源として使用されていないもの。

人口推計比較	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035	2040	2045
A.人口動向（2025以降推計値）	56,293	56,665	56,993	57,308	57,407	57,166	56,526	55,439	54,114
B.市人口ビジョン（2016.3）	56,606	56,767	56,929	57,090	57,667	58,052	58,271	58,318	58,202
C.社人研（2013.3）	56,571	56,714	56,858	57,002	57,370	57,463	57,306	56,874	56,247
D.現経営戦略（社人研2013.3補正值）	56,437	56,580	56,723	56,867	57,234	57,327	57,170	56,739	56,114
E.新水道ビジョン（社人研2018.3）				55,930	56,027	55,791	55,167	54,106	52,813

